○近畿地方整備局告示第五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　奈良県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十六年建設省告示第四百九十四号大和都市計画下水道事業大和川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十六年三月二十五日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　昭和四十六年建設省告示第四百九十四号、昭和四十八年建設省告示第二千三百三十号、昭和四十九年建設省告示第千四百九十九号、昭和五十一年建設省告示第三百六十号、昭和五十二年建設省告示第千六百二十一号、昭和五十三年建設省告示第千百五十三号、昭和五十四年建設省告示第三百四十九号、昭和五十四年建設省告示第八百七十二号、七百四十号、昭和五十七年建設省告示第二千三十五号、昭和六十年建設省告示第八百七十二号、昭和六十一年建設省告示第二百八十一号、昭和六十二年建設省告示第千百十六号、昭和六十三年建設省告示第八号、平成元年建設省告示第千二十六号、平成元年建設省告示第千五百九十三号、平成二年建設省告示第二千四十八号、平成三年建設省告示第五百三十三号、平成三年建設省告示第千九百二十五号、平成四年建設省告示第千二百五号、平成五年建設省告示第千五百九十一号、平成八年建設省告示第千三百九号、平成十二年建設省告示第三百八十三号、平成十三年近畿地方整備局告示第六十号、平成十六年近畿地方整備局告示第百三十三号、平成十八年近畿地方整備局告示第六十八号及び平成二十三年近畿地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、御所市大字玉手から大字池之内の区間を追加する。

○近畿地方整備局告示第五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十年近畿地方整備局告示第九号浜坂都市計画道路事業三・五・百九十号浜坂駅港湾線及び三・五・五百九十二号芦屋線

三　事業施行期間　自平成二十年一月九日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第九百四十五号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十八年八月八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年三月十四日

近畿地方整備局長　谷本　光司

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第百四十六号阪神間都市計画道路事業三・四・八十一号尼崎宝塚線

三　事業施行期間　自平成十八年八月八日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び二十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
徳島市川内町鈴江東六番一から同市川内町竹須賀一七八番一まで	前	三二・七六～二八一・二九メートル	〇〇・三一八キロメートル
	後	三五・八一～二七〇・六七メートル	〇〇・三一八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十一号及び二十八号	徳島市川内町鈴江東六番一から同市川内町竹須賀一七六番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月十五日六時

○九州地方整備局告示第四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十四日

九州地方整備局長　吉崎　収